

京都府立医科大学の教員、医師、研究者、医療者の研究活動に関する行動規範

(前文)

京都府立医科大学は、「世界トップレベルの医学を地域の医療へ」をモットーに、医学研究を推進し、医療の発展に貢献するとともに、科学性と優れた人間性を具備する医師・看護師等を養成する教育に邁進している。

本学のこのようなミッションを達成するためには、社会からの深い理解と信頼を得ることが不可欠であり、そのためには医学ならびに医学に関連した科学研究と医療を遂行するうえでの信頼性および公正性の確保が求められる。医学に関係する研究は、人類の健康と福祉に直接貢献する重大な責務を担っているがゆえに、それら研究に携わる研究者にはとりわけ高い倫理観にもとづく行動と社会に対する説明責任が要求される。学問・研究の自由を享受する大学人として、自らが主体的かつ自律的な行動によって信頼確保と公正性の担保につとめることによってこそ、先人により築かれた本学のよき伝統を継承発展させつつ、現代的諸課題に応えていく不断の営みが可能になるものと認識する。

そこで、本学を構成する教員・医師・研究者・医療者が守るべき倫理と行動の規範をここに定める。

(基本的責任)

1. 京都府立医科大学に所属する教員・医師・研究者・医療者(以下、構成員と略す)は、自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらには自らの専門知識、技術、経験を生かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧に貢献するという責任を有する。

(姿勢)

2. 構成員は、医学ならびに医学に関連した科学研究そのものの自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に高い倫理観のもと、正直かつ誠実に判断し行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。

(自己の研鑽)

3. 構成員は、自らの専門知識・能力・技術の維持・向上・発展に努めるとともに、社会との関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。

(説明と公開)

4. 構成員は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。

一方で、自らの研究成果が、意図に反して反社会的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される手段と方法を選択する。

(研究活動)

5. 構成員は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。構成員は研究成果を論文などで公表することによって、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また、加担しない。

人を対象とする医学研究に関しては、医学倫理審査委員会を活用し、人道的かつ合理的な配慮を行う。

共同研究においては、共同研究者や研究協力者の人格、人権を尊重するとともに、必要な情報を交換しながら研究を進め、研究成果には連帯して責任を持つ。

(医療活動)

6. 構成員は、医療の場において、ヘルシンキ宣言ならびに本規範の趣旨に沿って患者に接し誠実に行動する。

医療対象者の人格、人権を尊重し、個人に関する情報の取扱いに細心の注意を払う。

(研究・教育・医療環境の整備ならびに教育啓発の徹底)

7. 構成員は、公正かつ透明性の高い研究・教育・医療環境の確立と維持を自らの重要な責務と自覚し、研究・教育・医療活動の基盤となる環境の質的向上ならびに不正行為を抑止するための教育・啓発活動に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(社会的期待に応える研究)

8. 構成員は、科学的真理の探究や様々な課題の達成に向けた社会の期待に応える責務を有する。研究・教育・医療環境の整備や研究資金の使用にあたっては、そのような社会的期待が存在することを常に自覚する。

(研究・医療対象者などへの配慮)

9. 構成員は、研究への協力者・学生・患者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。実験動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

10. 構成員は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(差別の排除)

11. 構成員は、研究・教育・医療・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、理性にもとづく公平性を基礎におき、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

12. 構成員は、自らの研究・教育・医療、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(法令の遵守)

13. 構成員は、研究・教育・医療の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

附 則

この行動規範は、平成25年10月22日から施行する。